

○平成二年郵政省告示第二百五十号（無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 （下線部分が変更箇所）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>三 試験の方法</p> <p>試験の方法は、授業科目（以下「科目」という。）別に従い次のとおりとする。</p> <p>1 無線工学及び法規</p> <p>(一) 受講期間内に実施するものであること。</p> <p>(二) 本人確認を厳格に行うものであること。</p> <p>(三) 受講者間に十分な間隔を設けること。</p> <p>(四) 試験問題（以下「問題」という。）の作成は、次の方法によること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出題する問題の内容が、特定又は容易に推定することができないものであること。</p> <p>(五) 電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法にあつては、次に掲げるものであること。ただし、第三級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格にあつては、総合通信局</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(二) 筆記により行うこと。ただし、第三級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格にあつては、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合は、他の方法によることができるものとす</p>

長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合は、他の方法によることができるものとする。

(1) 隣接する受験者との間に仕切りを設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないように措置が講じられているものであること。

(2) 受験に用いる電子計算機その他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

(3) 受験に用いる電子計算機の故障対応、電子計算機の操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであること。

(六) 問題の出題形式は、全問を多肢選択式（択一式、補完式、正誤式、その他設問に対する正答を解答肢の中から選択する方式をいう。以下同じ。）とし、場合により多肢選択式の出題の一部を記述式をもってこれに代えることができるものとする。ただし、第三級海上特殊無線技士の資格にあつては正誤式に限る。

(七) 従事者規則第二十一条第七号の規定により総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合であつて、一部の授業科目についてその授業時間の全部を減じたときは、当該科目につい

る。

(三) (同上)

(四) 試験は原則として、無線工学及び法規の試験の科目を併せて実施すること。この場合の試験時間は、それぞれの科目の試験時間を合わせた時間とする。

ては試験を行わないものとする。

(八) 問題及び試験時間は次によるものとし、その区分の欄は、平成五年郵政省告示第五百五十三号に定める養成課程実施要領（以下「実施要領」という。）中の別表第一号又は別表第三号の科目及び内容の分類のうち授業内容の欄にそれぞれ掲げるものとする。ただし、実施要領第二項第四号の規定に基づき実施要領と異なる要領によることとした場合には、他の問題数及び試験時間によることができる。

(1)・(2) (略)

## 2 電気通信術

(一) (略)

(二) 実地により行うこと。

(三) 科目の項目に応じ問題の種目、試験時間等は、次の表に掲げるとおりとすること。この場合において、問題の字数の計算については文字、数字、記号又は区別符号の二ことに一字とする。

表 (略)

(四) (略)

(五) 第三項第一号(一)から(五)まで(四(1)及び(2)を除く。)及び(七)の規定は、電気通信術の試験の場合について準用する。

## 3 英語

(一)・(三) (略)

(五) 試験問題及び試験時間は次によるものとし、その区分の欄は、平成五年郵政省告示第五百五十三号に定める養成課程実施要領（以下「実施要領」という。）中の別表第一号又は別表第三号の授業科目及び内容の分類のうち授業内容の欄にそれぞれ掲げるものとする。ただし、実施要領第六項の規定に基づき実施要領と異なる要領によることとした場合には、他の問題数及び試験時間によることができる。

(1)・(2) (略)

## 2 (同上)

(一) (略)

(二) (同上)

(三) 授業科目の項目に応じ問題の種目、試験時間等は、次の表に掲げるとおりとすること。この場合において、問題の字数の計算については文字、数字、記号又は区別符号の二ことに一字とする。

表 (略)

(四) (略)

## 3 (同上)

(一)・(三) (略)

四 (四) 第三項第一号(一)から(五)まで(四(1)及び(2)を除く。)及び七の規定は、英語の試験の場合について準用する。

四 (略)